

## 第1 災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 委員長 三木 秀夫

7月11日で、東日本大震災から4ヶ月が経過しました。先日発表された民間調査会社の調査によると、被災沿岸部の被害甚大地域5000社の現地確認調査で、実質的に営業不能状態の企業が全体の4割を占めたとのことでした。これはそれまで判明していた震災関連の倒産件数の約70倍にのぼる数値になります。被災地での復興は遅々と進まず、また原発災害も終わりが見えずに、長期避難者の問題も更に深刻さを増しています。前号での報告(6月10日頃まで)以降から7月10日頃までの当会での災害復興支援の状況を報告いたします。

### 1) 会館での面談・ 電話相談体制の件

7月以降の電話相談スキームおよび割当について検討を行い、7月以降は、午後1時～午後4時の担当で1人制とし、面談相談と電話相談を両方担当いただくこととしました。なお、府下への避難者への情報提供活動の進展で、相談も少し増えつつあります。

### 2) 署名活動

仙台弁護士会を中心とした全国の弁護士会で、被災者が苦しんでいる既存債務から解放をする法律の制定を呼びかけ署名運動を行っていることに連動し、当会でも、会員に広く協力を呼びかけさせていただきました。また、7月5日午前8時30分から、淀屋橋にて、街頭署名運動を行いました。

### 3) 府下避難者支援体制について

避難者情報支援チーム会議を設置して以下のような活動を行いました。

(1) 前号でも報告をしましたが、6月11日(土)に北摂(豊中、池田、箕面)の社会福祉協議会の主催による箕面スパーガーデンでの被災者交流会に、6月12日(日)には大阪市社会福祉協議会の主催によるヒルトンホテル大阪での被災者交流

会に、当会会員が参加して、各種情報提供、無料相談会や被災者との交流をしました。

(2) 6月23日(木)に大阪府危機管理室を訪問し担当者との意見交換会を持ち、相互の協力関係を確認しました。

#### (3) 7月5日(火)「避難者の声を聞く会」の件

避難者の大阪に来られた状況や現在の状況を理解するために、当委員会にて、福島県からの原発避難者2名(浪江町からの女性と、富岡町からの男性)の方と、支援をされている大阪市社協の方に来ていただいて、2時間ほど懇談をし、貴重な情報を得ることができました。

#### (4) 市町村を通した大阪弁護士会ニュース等の配布

事務局より、各自治体に対して大阪弁護士会ニュース等の情報セットを発送した後に、各委員で各市町村の担当者に架電し、避難者の方々に配布をして頂くよう、協力依頼をしました。

#### (5) 原子力災害被災者記録ノートについて

被災者ノートは、現在、福島県弁護士会が作成したものを使用していましたが、大阪に必要な情報が記載されていないため、大阪版に改訂する作業を行いました。この大阪版も府下の避難者に配布できるように工夫することにしました。

#### (6) 大阪弁護士会ニュース第3号の作成

第1号、第2号に続いて、第3号の編集を行いました。福島県弁護士会が主催した被災者向けの原発賠償説明会の情報を反映する方向です。

#### (7) HP・携帯サイト・コンテンツ等整備の件

大阪弁護士会のホームページ内の震災被災者向けのサイトについて、避難者の方々がアクセスしやすいように工夫を行うことにし、鋭意、作業に取り組みました。また、携帯サイトの拡充にも取り組みました。

#### (8) 広域避難者支援ネットワーク立ち上げ

各地で県外避難者（遠隔地避難者）への支援に向けた関心が高まってきたことを受けて、全国の活動の情報の共有化、避難地における生活の安定と不安の除去、原発賠償請求についての支援等の活動を進めるため、当委員会の青木副委員長などの働きで、全国規模としての上記ネットワークが立ち上がりました。

## 4) 原発問題への対応について

#### (1) 福島県弁護士会での研修会参加

6月25日（土）、福島県下8カ所で、福島県弁護士会が被災者に向けての原発賠償説明会が一堂に行われました。本会からは島村美樹委員が参加し、情報がフィードバックされました。

#### (2) 大阪府下避難者向け「原発事故損害賠償説明会」の企画

8月1日（月）午後2時から、当会館で、被災者の方からのお話が続いて上記説明会、被災者ノートなどの情報提供、無料相談会を開催することにしました。

## 5) 研修

(1) 原発関連の連続学習会として、7月2日（土）に、公害対策・環境保全委員会が企画した「司法は原発をどのように裁いてきたか」が、7月14日（木）に、人権擁護委員会が企画した「被災者の心的トラウマの理解とわたしたちの対応のあり方」（講師：村上典子医師）が開催されました。

(2) 8月20日（土）10時から16時30分まで、災害復興支援に関する夏期研修として、東日本大震災に関する各種法的問題点について、集中的な研

究会を開催することを予定して準備を始めました。これについては、委員会委員のみならず、関心を持つ会員にも広く参加を呼びかける予定です。ぜひ、参加をお願いいたします。

## 6) 座談会の開催

6月15日に、月刊大阪弁護士会の特集企画として、座談会を開催しました。岩手県、宮城県等での法律相談、当会館での法律相談に携わった方々に集まっていた実施しました（今月号です）。

## 7) 広報活動

6月12日（日）にあった大阪市「つどい」について、6月11日放送のMBS「土曜日の人生相談」のコーナーで、当会から告知をお願いしました。浜村淳さんが「浜村節」で、様々な演出と脚色をつけて約2～3分を使って、当会の活動も含めてご紹介くださいました。

また、6月22日のNHK関西ラジオワイド・法律アラカルトでも、被災者からの法律相談の状況や概要について、放送していただきました。

## 8) ビブスの作成

出張相談等で担当者が着用するために、当会の名前が入ったビブスを作成いたしました。これは他の活動でも使用できるものと思います。

## 9) 近弁連としての取り組み

関西広域連合としての防災の取り組みに呼応して、避難者が多数居住する兵庫、京都、滋賀等の弁護士会との連携を強め、合同した取り組みや情報共有を行っていく必要性があります。このため、近畿弁護士会連合会として、協議会を設けることとなりました。

## 第2 座談会

# 「東日本大震災と法律相談」



開催日：平成23年6月15日

大阪弁護士会 副会長	増市 徹
災害復興支援委員会 委員長	三木 秀夫
災害復興支援委員会 副委員長	高橋 司
災害復興支援委員会 副委員長	木口 充
災害復興支援委員会 副委員長	青木 佳史
災害復興支援委員会 委員	畑山 和幸
災害復興支援委員会 委員	島村 美樹
災害復興支援委員会 委員	結城 圭一

**司会(高橋)** 災害復興支援委員会副委員長(広報担当)の高橋司です。

本日の座談会のテーマは、震災における法律相談です。岩手県、宮城県等での法律相談、当会館での法律相談に携わった方々に集

まっていたき、総括的な話をしたいと思います。

では、最初に増市副会長からあいさつをお願いします。

**増市** 副会長の増市徹です。

法律相談本来の機能は、相談者に安心を与え、解決への指針を与

えるというところにあります。ただ、今回の東日本大震災で行われている来館法律相談は、遠くから避難してきている人を対象にした今までにない相談です。岩手、宮城に向いての相談も、各担当者にとっても貴重な経験でしたでしょうし、それが今後の活動の一つの力になると思います。大阪市「避難者の集い」など、被災者のもとへ向いての相談もこれまで行ったことがありません。そういう経験をお話いただくこと自体価値があります。

岩手、宮城などへの出張相談は、日弁連としても初経験です。複数の弁護士会と一緒に組んで行く、これも今後の日弁連のあり方を考えるという点で意味があるのでは



**ないか。**大阪市の「集い」等への関与といったことは全国の各単位弁護士会で行われていますが、これを今後どう結集していくか、これは今後の大きな問題になると思います。そういう意味でも、今日のお話は非常に重要なものになると期待しています。現地に行っていないのは私だけで、非常に悔しい思いをしております。

**司会** ずっと後方支援でしたね。ありがとうございます。

では、自己紹介と、どのような相談にかかわったかをお願いします。

## 震災相談へのかかわり

**三木** 三木秀夫です。災害復興支援委員会委員長です。

委員会の活動や相談担当にご尽力、本当にありがとうございます。また、会員の皆様も復興支援委員会の活動にご協力いただき、本当にありがとうございます。私自身は、岩手の出張相談に4月中旬に2日間行きました。

**木口** 災害復興支援委員会の副委員長の木口充です。

大阪弁護士会の来館相談と電話相談を担当しました。急遽決まったことで、当初担当者の割り振りの問題があって、空いているところに私が入りました。本日は、その相談内容等をご説明させていただきます。

**青木** 副委員長の青木佳史です。

私は、出身地が仙台市ということもあり、震災が起きてしばらくは、家族や親族・友人等の援助や、必要な支援物資を届けることなどをしていましたが、3月22日の津久井進弁護士（兵庫県弁護士会）の日弁連研修に感銘を受け、まず岩手の出張相談に4月半ばに行きました。また、大阪でできることを考えるのが大切だと思い、最近では、大阪に来られている避難者の皆さんのために「集い」を企画されている自治体と一緒に相談にのったり、ニュースを発行したりということを始めしています。

**司会** 青木さんは八面六臂の活躍です。宮城のときも足の手配などで土地勘のある青木さんがいて助かりました。

**島村** 島村美樹です。

私は、4月28日に陸前高田市に法律相談に参りました。私は阪神大震災のときは受験生で、何かしたいと思いつつもできませんでした。今回大震災があり、岩手の法律相談の募集がありましたので応募し、選んでいただきました。

陸前高田市に行った日は、四十九日で、法律相談はあまり多くはありませんでしたが、現地で見ると、テレビに映っていない小さな避難所にも行くことができ、非常に勉強になりました。それを契機に災害復興支援委員会で、大阪に避難している方への情報提供や相談の準備もしています。

**畑山** 畑山和幸と申します。

私は、4月29日から5月1日の3日間、宮城県の南北を縦断する形で3カ所の避難所に相談に行きました。

私は、阪神・淡路大震災のときは、大阪で刑事裁判修習をしていました。修習の配属部にいた神戸の書記官の方が被災されて、10日ぐらい後に、私服のまま髭も剃らず、裁判所に報告に来られた姿が印象に残っています。その方は、神戸市内では、がれきのここそこに木ぎれで作った墓標が立っていると話していました。被災地に行ってお手伝いしたかったのですが、修習中の自分に何ができるか自問自答している間に時機を逸し

てしまいました。私にとってそのことが心残りで、このたびの呼びかけに直ぐに応募しました。

**結城** 4月29日から5月1日まで宮城に行ってまいりました57期の結城圭一です。

私は、東京で10年以上暮らしていて東北にも友人知人がいることもありまして、気になっていたところに出張相談の話があり、自分も力になれると思い、応募しました。

宮城では、3日間、3カ所を回りました。現地はニュースで見ていたよりずっとインパクトがあり、戻ってきてからも被災者の方の生活を立て直すためにどうすれば力添えができるのか考えています。復興支援の施策が毎日目まぐるしく変わるで、フォローも大変ですが、今後も力になりたいと思っています。

**司会** ありがとうございます。

では、会館、岩手、宮城、その他といったカテゴリーごとの報告をお願いします。

## 会館での法律相談

**木口** 弁護士会館の来館相談を3月28日から始め、4月5日に無料電話相談も始めました。昨日(6月14日)現在で、来館相談は15件、電話相談134件です。来館相談数は多くはありません。避難されて大阪になじみが薄く、弁護士会館に足を運ぶのは難しいかと思えます。電話相談も、数は134件ですが、最近はほとんどゼロの日が続いていました。ここ2~3日は増えてきているようですが、多分、先だつての大阪市の集いがテレビやニュースで報道され、周知されたのかなと思います。

私も被災地の現地相談に行きましたが、大阪でも、同種の相談があります。**相談の大きな特徴は原発問題です。**避難地区に派遣され仕事をしていたが職を失ったので東電に慰謝料等を請求できるか、といった相談がありました。それから、手付けを打ってマンション購入契約をしたが液状化現象で建物が沈下した、もう住みたくない

が売り主側からは補修できると契約金残金を請求されているといった相談が寄せられました。

当初、広報ができておらず、私が担当した初日は相談はなく、石田法子先生に入っていた日に最初の相談がありました。マスコミ報道で府下に避難されている方にも認知され少しずつ増えました。

電話でもいろいろな相談がありますが、**一番多いのは、行政支援制度でした。**義捐金や生活再建支援金の金額や手続の相談が多かったようです。また、福島の方だったと思いますが、避難地区に指定されていないが怖くて避難してきた、借家の家賃を払わないといけなにかといった相談がありました。ローン問題の相談も多く、住宅ローンが残っているけれどもどうなるかといった相談です。関連して、地震の保険で、保険会社によって認定が違っており、少し離れた地区は全壊認定だが、自分のところは半壊認定で、どうにかならないのかといった相談もあります。また、相続相談もぽつぽつ出てきています。

会館や電話での相談件数は少なくなりつつあるので、今後は、出向いて行き自治体と協力して何かをしないと行けない時期に来ているのかなという印象を持っています。

**司会** この相談は、記者クラブに発表して、新聞に書いてもらったんですね。

**木口** 電話相談は、仙台からも新聞を見て電話をしたという相談が



ありました。全国版に載せていただいたようです。仙台にも無料の電話相談はあるけれども、なかなかつながらずこちらに電話した方もいらっしやいます。

**司会** 来館相談者は、関西地区に避難されている方ですが、少し会館は遠いでしょうかね。

**木口** でしょうね。

**三木** 最初に来られた相談者の方については、副会長として対応しましたから、よく覚えています。奥さんが実家の宮城に帰省中に被災したという方で、ご自身は大阪の方で、代理で相談に来られたのですが、かなり悲惨な話でした。新聞やテレビで知って、相談に行かなあかんと思って来たと言っておられました。

**司会** フリーダイヤルですから、全国どこからでも無料ですが**大阪弁護士会を選んだ理由として、私が聞いた中に、1人、阪神・淡路大震災のことを言われました。**

## 岩手での巡回相談

**三木** 岩手弁護士会が、電話相談と常設相談所のほかに、4月1日から避難所を回る巡回相談を始めようとしたのですが、80名の会員だけではとても手が回らないということで、札幌・函館方面、近隣の青森・秋田、そして伊丹空港からの便があるということで、兵庫・大阪に協力の依頼がありました。

実際のスタートは4月11日で、チーム構成は1日当たり8名、2チーム程度に分かれ、2台の車で、3～4カ所の避難所を回りました。

8名中2名が運転する岩手弁護士会の方、他の6名を先ほどのチームで回すので、大阪からは毎日1名出してほしいということでした。「出します」と、まず約束をし、早く名簿を出す必要があったので、まずは初動の段階で行ける人を手当たり次第に探し、最初に行ってもらったのが金子前会長でした。幸いスケジュールが空いていたようです。次に、私自身も4月16日、17日に行くことにしました。その後は広く会員さんに声をかけて参加していただきました。

**司会** 実際に行かれていかがでしたか。

**三木** 4月16日が陸前高田の高田第一中学校、17日が山田町の県立山田高校でした。陸前高田で相談が5件、山田町で4件でした。印象に残った相談では、漁業従事者の方で、自宅も漁具一式も全部津波で流れ、家族にも亡くなった方がおられて、事業用のローンを抱えどうしようかと悩んでいる方が親子で相談に来られていました。若い男性で、両親が家を建築し間もなく完成間際に流されて、両親も行方不明になったが、請負代金の問題でトラブルになっているという話もありました。漁業関係の方が非常に多かったということと、必ず債務が絡んでいたということが印象です。

震災から1カ月余りだったため、行方不明者がかなり多く、四十九日の法要を境に心の整理をしたいという発言が随所に出ていました。また、法テラスとの関係

があるので、住所と名前を書いていただくのですが、**住所欄でペンがふっと止まる。家がないのですがどこを書いたらいいですかとおっしゃります。**それも非常に印象に残っています。

**青木** 私は、4月20日に釜石市に行きました。岩手弁護士会の準備が用意周到で、しかも片道約3時間の道を毎日だれかが運転をしていただける体制に非常に驚き、被災地に対する支援への岩手弁護士会全体の並々ならぬ思いが感じられました。また、充実したマニュアルや資料を整えておられ、安心して相談に行けました。

釜石市は、工場や漁港、商店街が海辺に集中している町で、そこが津波で集中的にやられました。一方で、釜石駅から上は津波が来ていないので、落差も大きく、今回の被害が本当に津波被害だということを象徴的にあらわすというのが現場での実感でした。

相談場所の釜石小学校には、商店街の方々が多く避難しており、他の地域と違って、借地借家の問題が多くありました。店の貸借の問題や、借りている駐車場にがれきがあるけれども駐車場代は払わないといけないのかです。また、居住と店舗が一体になっている人が多いのに、罹災証明も生活再建支援法の全壊の認定は「住家」だけに着目しているため、そういう人たちの生活再建には中途半端な制度になっているという矛盾も感じました。

定期的に避難所を巡回する相

談をこれだけ計画的に行った例はないと思います。避難所での生活を見ながら弁護士が相談を行うことは、被災者の生活を実感して対応するという意味で非常に大事だと思いました。一方で、まだ弁護士に相談をするというイメージがわからない方々もたくさんおられて、弁護士から声をかけてお話を聞くというスタイルをとることも多く、普通の法律相談とは違った経験になったと思います。4月の段階は被災からまだ1カ月ぐらいですから、物事を解決するというより、情報を提供して少し安心してもらうとか、不安を防ぐというのが相談の役割として大きかったと思います。

釜石市は比較的行政もしっかりしており、行政情報も比較的に入り易いところでしたが、地域によって自治体が全く機能していないなど、本当に全然違います。今回のように多数の自治体がかかわる震災は初めてですので、行政の情報を弁護士が調べて、それを相談者に届けてあげるといったのも新しい震災相談の役割になってきています。

**島村** 被災地ですから、普段の法律相談とは違ったことも勉強しないといけないと思い、日弁連や阪神大震災の時の本を買い、eラーニングを聞いて、新聞も一生懸命切り抜いて、でも分からないことばかりでどうしようと、すごく構えて行きました。また、個別の市町村で情報が違うので、パソコンを持って行って、その場で検索しな



がらお答えしようかなと思っていました。

陸前高田市の中でも、私たちは、まだ弁護士の支援が行き渡っていない中小の避難所にとということで、中程度のコミュニティセンターに行きました。住んでいらっしゃる人が86名で、あとは昼は自宅ですが夜は怖いから避難所に帰ってきている人が35名程度いるところでした。四十九日の法要と重なっており、皆さんお寺とかに行き、中にいる人は本当に2～3人ぐらいでした。それでも何かお困りのことはないですかとお声をかけたところも、「困っていることばかり」という感じでした。私たちが座っていると、いろいろ話をしに来ていただきました。ある方は、車両税を払ったばかりなのに流されてまた買ったらまた払わないといけないのかといった話や、別の女性は、家族と家が流されて、生命保険金などがおりるけれども、家をまた建てた

いので相続税を払って残ったお金で家を建てるのにどうしたらいいかといった、税金に関する相談もあり、税金の知識も要ると思いました。

その後、先ほどの話にあった岩手弁護士会のニュースを配りに小さい避難所を回りました。私も全然知らなかったのですが、小さい公民館などに少数の方々が分かれて住んでおられ、小さい民宿の大広間にふとんを積んで住んでおられるという感じでした。大きい避難所はマスコミも弁護士も行きますが、小さいところは、支援活動も行き渡ってないようで、岩手弁護士会のニュースをお渡ししました。大きい避難所は、このニュースも山積みしてありますが、小さいところは何もない。お配りして、ここに電話をかけたら法律相談ができますとお伝えすると、アンダーラインを引きながら聞かされていたので、あのニュースには被災者の方が実際に欲しい情報が入っ



ていると思いました。

法律相談となると、場所も狭く、特に地域ごと避難されて来ていますから、債務の問題でも深刻な話とか相談は難しい。しかし、別に相談場所を設けるのも難しい。ですから、**小さい避難所が取り残されます。**その人をどうしていったらいいのかは課題だと思いました。食べ物などは小さい避難所でも山積みしてありますが、情報は温度差があって全然違うと思いました。

また、無料相談なのですが、「今日は無料だけど後はお金がかかるんでしょう。」と言われました。だから、今回、大阪のニュースにも、法テラスの利用なども盛り込みました。ただ、法テラスは普通の場合の要件と特に変えていないようです。**避難者の方には要件を緩和できないのか**とも考えました。

**司会** 入り口から後の解決に至る方法が課題ですね。

**木口** 私は、5月13日に役場ごと流されて被害が大きかった大槌町に行きました。運動公園の中の弓道場が避難所で、割と大きいので

すが、下が土のようで、そこに畳を敷いて避難されていると思います。間仕切りがなく、200人ぐらいが畳2畳ぐらいの区画に世帯ごと避難されていたようです。自衛隊の中継基地のようなところで、お風呂が提供されていました。大阪市の消防車や大阪府のテントがあり、大阪の基地にもなっていたようです。

私が行ったときは日弁連がタクシーを手配しており、私らもそのタクシーで避難所に送ってもらえると思っていたんですが、岩手の弁護士の方2人もわざわざ来てくれて、せっかくだから車に乗せてもらい被災地の状況を案内してもらいながら現地へ行きました。帰りも、我々は先に引き上げましたが、岩手の先生方はもう少し様子を見ると残っておられました。

避難所での相談は、ちょうど義捐金の申請が始まった時と重なり、幾らもらえるのか、どういう申請をしたらいいのかという相談が比較的多かったです。家の新築工事を発注し工事途中で津波で流れてしまった、工務店から全額の請求をされているが全額払わないといけないか、弁護士を頼んで話をしてほしいという相談がありました。その方は、近くの避難所から今日法律相談があるからと聞いてわざわざ来たとおっしゃっていました。

避難所の雰囲気は、子どもさんがいたのは救いなのかもしれません。はしゃぐ声が避難している人の気持ちを和らげて和やかにして

いる。子どもがいなければもっと重たく辛い雰囲気だったと思います。ただ、あの中で何カ月も避難生活を送るのは、相当しんどいし、ストレスがたまると思います。

私は、関弁連のQ & Aを来館相談前に全部読み、大槌町の相談に行く前にまたもう一回読み直して行きました。そのほか、大槌町のホームページを見てこの情報はいるだろうと思って印刷したものや、新聞記事も持って行きました。しかし、たまたま一緒になった兵庫県の若い先生は、インターネットを駆使して、しかもプリンターも持っておられ、その場でプリントアウトして提供しておられました。初めから分かっていたら、重たい紙を持って行かずに済んだんですが、それはともかく、そういうものを使いこなせる人が現地に行くのが一番効率的かなとつくづく思いました。幸い、受けた質問には答えることができましたが、日々情報が変わっていくわけですね。地区によっても違う。だから、それをいかに避難者に正確に伝えるのか。そこが私たちの年齢になるとしんどいところでした。

**司会** 岩手県は大きいですよ。盛岡から山地を越えていくわけでしょう。3時間くらいですか。

**増市** 朝7時か7時半ぐらいの集合時間で、そこから岩手の先生の車で2～3時間かけて現地へ行き、午前11時ぐらいから相談開始というのが標準的ですね。

**司会** 宮城ではレンタカーで回る話もありましたが、現地には通行



止め等たくさんあり、借りなくてよかったと思いました。危険はなかったのかな。

**木口** 岩手の弁護士の方も避難所に行くのに迷ってましたからね。大阪の人間がレンタカーを借りて避難所に行くのは、一面がれきで目印が何もないので、無理と思います。

**島村** 被災地の近くは大渋滞でちっとも車が進まない。それで裏道に入ろうとしたんですが、そういう道はナビに映らない。だから、戻ってきました。土地勘のある人でもそうですから。岩手の先生は片道約3時間運転し通して、車は津波で運ばれてきた埃でドロドロでした。

**三木** 僕を2日目に連れていってくれた人が、夕方なかなか迎えに来てくれなかったのですが、途中で何か釘を踏んでパンクしていた。修理にえらいお金がかかったみたいで申し訳なかった。

**増市** 道路に何が落ちているの

か、何が倒れてきているのか分かりませんからね。

## 宮城の一斉相談

**司会** 宮城は、4月29日から5月1日まで、日弁連の一斉の法律相談があり、そこに近弁連が参加をしました。約300人の弁護士が参加して956件の法律相談がありました。近弁連からは約20人、当会からは延べ12人に参加いただきました。

仙台付近の石巻市、松島町、亶理町、県北の栗原市、登米市が近弁連の担当でした。直前までばたばたして、「えいやっ」で決めました。

こういう支援活動には、現地からの要請を待って、勝手に行くべきではないという命題と、自分の世話は自分ですという命題があります。つまり、頼まれたらただちに自分で全部手配しないといけない。これは大変だなと思いました。それでも、地元出身の青木さ



んの助けや、事務局の大森さんと鬼塚さんの獅子奮迅の頑張りで、準備できました。また、参加者の方々に、「待つのもボランティア」と言いくるめましたので、連絡が少ない遅いといったことへの不満は少なかったこともありがたかったと思います。最後の最後は弁護士のスピリットだと思いました。

また、**市町村合併の弊害を感じました。**登米市も栗原市も石巻市も大合併をして、とても大きな市になって、まちの重心が分かりにくい。被災時にこれは困ると思いました。

**畑山** 初日の登米市は、仙台の北約60キロにあります。津波被害の大きかった南三陸町から車で20～30分くらいの山間部にある小学校が避難所でした。そこには、南三陸町の18世帯50人ほどの方、多くは漁業、特に牡蠣などの養殖を営んでおられた方が避難さ



れていました。津波で家は全壊し、漁船も流された方がほとんどでした。私が訪れた日は、震災から四十九日目、昼間は法要に行かれたり、家の状態を見に行かれた方が多くて、避難所には半数くらいの方しかおられませんでした。

前日に、法律相談の案内はして頂いていたようですが、我々が法律相談を呼びかけても、相談に来られる方はありません。私と、ペアの中山正隆先生は、待っていても相談に来られないならこちらの方から各間仕切りのブースに行ってお話を聞かせてもらうことにしました。しかし、それでも、何か法律相談はありませんかと問い掛けると、相談することなど無い、とつれない返事をされます。そこで、被害の様子を伺いたいのですが、とお尋ねすると、それならばと話をしてくださいます。そうして、被害の実情を話す中で、家屋が全壊したけれど住宅ローンはどうなるのか、権利書が流されたけれど家の権利を失ってしまうのか、固定資産税の納付期限が来るけれども納付するのかなどについての法律相談になっていきました。

2日目の石巻市内の避難所は、近隣の方で、津波で自宅が床上浸水して生活できないため避難所から通勤しているという方が多かったように思います。訪れた避難所には約200名の方が避難されていました。私が訪れた時間帯は、若い方は出かけており、お年寄りがほとんどでした。

付近には借家が多いようで、津

波で借家の床上まで浸水したけれども借家人に罹災証明がおりるのか、浸水による被害の修繕を家主に頼んでも借家契約に借主の修繕義務の特約があり、家主は修繕に応じないが、津波被害の場合もこの特約は有効なのか、借家人が家主に修繕を求めても家主自身も被災しており、借家人が自分で修繕するなら使わせるがその気がないなら出ていってくれと言われていた、といった相談がありました。

3日目に訪れた亙理町は、仙台の南30キロほどの太平洋沿いの農業地域です。太平洋に面した南北に広がる平地にイチゴ栽培の農家が広がっていたのですが、津波が海から数キロ西の山沿いまで押しよせて、イチゴ畑と農家は全滅してしまいました。避難所の体育館には450人ほどが避難されており、ほぼ農業従事者のようでした。しかし、法律相談の内容は一般の相談がほとんどでした。

例えば、息子が震災直前に離婚して子どもの養育費の額を決めたが、津波で自宅が被害を受けて避難所から仕事に通っている状況でも、決めた額で支払いをしなければいけないのか、農機具を購入し、納期は5月となっていたところ機械屋が早く手に入ったため2月に納入してきたが、使用するのは8月であるため全く使わずに置いていたところ津波で全く使えなくなった、それでも代金を払う義務があるのか、という相談がありました。

また、80代の女性は、長女と長男と孫の4人で、それぞれの収入を合わせて月24～25万円で生活していたところ、長女が津波で亡くなり、ようやく歯形で遺体がわかった。その長女の収入が比較的多いことから、津波で筆頭の収入源を失ったとみて、世帯主が津波で死亡したとして弔慰金を受け取れないかという相談をされました。また、この長女の勤めていた工場は労災に入っていないことを理由に、社長から労災はおりないと言われたけれどもどうなのか、さらに長女が加入していた生命保険がおりるのか、どこに問い合わせるのか、という相談もされました。高齢で方言もあるので、相談内容を十分聞き取れたか不安ですし、私の回答を理解されたのかも不安でした。そこで、長男さんに今日のことをお話しして長男さんから仙台弁護士会にご相談してくださいと言って、仙台弁護士会ニュースをお渡ししました。

このように、被災地は一律ではなく被害規模や産業によって被災地ごとに法律相談の内容に違いが



あるように思います。また、**昼間の法律相談だけでよいのか、夜間の相談が必要なのか、巡回相談を続けるのかなど、被災地ないしは避難所ごとのニーズを考えないといけない**と思います。

**司会** 四十九日の法要が連休の初日か2日目ぐらいにありましたし、亶理町では人気歌手のコンサートにみんな行ってしまいました。法律相談も大切ですが娯楽も大事ですから、仕方がないですね。夜間の相談の案もよく出ますが、難しいのでしょうかね。

**木口** 岩手は19時までの予定でしたが、17時ぐらいに食事が始まる。避難物資が置いてあったテーブルをお借りして相談をやっていたので、食事が始まるとその机が必要になり、撤去して帰ってきました。それと、夜は避難所へ行くにも真っ暗なので、我々が少し足元が危ないという気はします。

**司会** 避難所のほうも、防犯等の観点から余り好まれないとも聞いていて、難しさを覚えました。

**青木** 釜石市は19時までの予定でしたが、食事を摂る場所とは別のところに相談スペースがあったこともあり、むしろ17時以降に相談が増えました。搜索や自宅の整理、仕事などから帰ってきた人が相談に来られました。19時、20時台ころまでであればまだ防犯上の問題もないので、効果的だと思います。それから盛岡に帰ると23時ぐらいにはなります。本当は被災地に泊まればもっといいのでしょうかね。

**司会** 昼間は、洗濯や家の片づけや仕事もありますから。

**結城** 初日は、松島町の品井沼の環境改善センター、2日目が石巻市の牡鹿総合支所、3日目が亶理の亶理中学校でした。初日と3日目は、高橋先生と同じチームでした。

2日目の牡鹿は、役場の支所でもともと避難場所としては考えられてなくて、避難世帯が10数世帯ぐらいでした。来られていた現地の弁護士の方が、近所に何か所か避難所があるのでということで、都合4人の弁護士が2カ所に「出張」しました。

支所で相談をしているとき、ビラを配っていますと、相談ブースではなくその場でおもむろに話を始めたりするのですね。牡鹿で民宿とワカメ漁をやっていたが、自宅も民宿も、ワカメを乾燥させる道具も一式流された。唯一、船は夫が急いで沖に出したため、次の日に無事に戻ってきている。民宿は、現地が壊滅状態ですし、再建するお金がなく、年々お客さんも減っていたので、たたむつもりだが、ワカメ漁再開のために養殖用の道具等を買直さなければいけないが、そういう事業用の融資を受けることができるのか、自分も夫もかなりの年なので難しいのではないかと悩まれていました。自宅は比較的低地にあり、今後の津波の心配もあるものの、そこに住まざるを得ないので、再築せざるを得ないが、当面は、コンテナを知人に手配してもらって住めるよ



うに改造して、住まいにしようと思っているとのことでした。仮設住宅に入りたいが、建てる土地もなく期待はできないと話していました。

近所の避難所は公民館や老人憩いの家で30～40世帯ぐらいずつ避難されていました。私は隣の集落の老人憩いの家に行きました。弁護士の相談の話は事前に全く告知もしていませんでしたが、行って責任者の方に話をすると、相談はあると思いますと快く受け入れてくださり、いろいろ説明をして、幾つか相談を受けました。そういう集落には、現役で働いていらっしゃる方は少なく、年金生活ですが住宅ローンもほぼ終わっていて、住宅が壊れた後の既存のローンの問題はほとんどありませんでした。ただ、家が全くなかったのは確かですので、再築資金をどうするのかとか、ここにそのまま住んでいいのかといった質問がありました。また、地震保険に入っていない方が比較的多かったので、それを再築に使い、それに支援金で、ぜいたくを言わなければ建物は何とか建てられるかもしれないという人が多かったよう

です。もっとも、地震保険も、漁協や農協の共済とかがいろいろあり、農協は25%しか出ない、漁協は50%出る、この格差は何なんだ、農協の共済について文句を言いたいんですけどもどうすればいいか、その集落のみんなが怒っているという話もありました。

避難者ではなくて、石巻の中心部から仮設のお風呂か何かを設置に来ていた福祉団体の人がいたのですが、弁護士がもうちょっといろいろこういうところに来てくれたらいいのにとお話していました。半島の先端の集落だけではなくて、石巻の中心でも話をしてくれるところがあればいいのという話でした。やっていると思いますとは言っておいたのですが、**法律相談をしていますという告知が余り届いていないのかもしれないと感じました。**

**司会** 石巻は、道路は開通したけれども、JR仙石線が開通のめどが立たないですね。

**結城** 牡鹿半島では、道路が陥没し、修復してもすごく細い道路で、大型重機を入れにくく、がれきの撤去もなかなか進まず、復旧がかなり遅れるだろうと思いました。

**司会** 私と結城さんが一緒に行った松島町では、避難所の責任者から、共通する相談事項が幾つかあるので、初めにレクチャーしてくれないかと言われ、私が2つか3つの点について話して、それで満足された方もいたようです。一々相談するのも顔がさしますし、この方法もよいと思いました。

次に、青木さんに大阪市の集いについてお願いします。

## 「集い」に参加する

**青木** きっかけは、大阪市社会福祉協議会のボランティアセンターからの4月17日に避難者の皆さんの「集い」をするがそのときに法律相談もできないか、という誘いを受けて、委員会から4人の弁護士が参加したことです。考えてみると、来館相談は低調だけれども、**大阪には避難者が何百人とおられる。その方々がどういう生活をしていて、どんな心配や悩みがあるかは、なかなか把握できなかったのですが、「集い」に参加をして、避難者のお話しされるのを聞いて、やはり遠く離れた大阪に来て困っていることはたくさんあるけれども、必要な情報や相談先が届いていないと実感しました。**法律相談は5人ぐらいでした。福島県の方がたくさん来ておられるので、原発の問題などの話が多かったです。また、夫や父だけが被災地に残り生業の再建をしようとしているが、何か使える制度はないかという相談もありました。参加してみて、今までの震災相談とは違ったスタイルも含めてやる必要があると問題意識を持ちました。

また、大阪市以外にも、府下にたくさん避難者が来ておられるので、委員会で人数などの確認を始めました。ところが、大阪府は府下の避難者の所在は把握しているのであるが、「個人情報保護」を理由として、氏名・住所はもち

ろん、おおよその居住エリアの情報提供にも難色を示している。

そこで、当委員会で5月の連休明けにかけて、手分けをして全市町村に問い合わせをしました。すると、1,000人以上の避難者が来られていることが分かりました。ただ、市町村によっては受け入れたものの、その後避難者同士の集まりや相談などを積極的にしていない地域も多く、弁護士会としては積極的に「集い」などを呼びかけて参加していくことにしました。

5月から準備を始め、現在まで、堺市(6月4日)と、箕面・池田・豊中合同の集い(6月11日)に参加し、さらに大阪府が実施した2回目の集いにも参加しました(6月12日)。また、大阪に来ている避難者は新聞もパソコンもないため、被災者に必要な情報提供が大事だということで、避難者向けニュースの発行や、原発賠償や生活再建支援法、相続放棄などのレクチャーをしたりという工夫もしました。すると、いろいろな法律相談や必要な情報への要求があり、特に原発の関係で福島の方の悩みは深いということも分かってきました。こうして、今後の弁護士が関わっていく役割が見えてきているというのが経過です。

府下の自治体も、これだけの避難者を受け入れたことが初めてですから、どうフォローすべきかよく分かりません。**また、弁護士の法律相談というと、トラブルの相談というイメージが強くて、被災者に必要な情報を提供すること自**

体の価値や、情報から非常に疎外されていることを解消するのも弁護士の役割であると理解してもらうのに苦労します。もっと理解してもらい、自治体の皆さんと一緒にやるのが大切だと思います。

**司会** 実施すると、自治体からも歓迎されるという理解でいいですね。

**青木** そうですね。自治体や社協の方に、被災地では今こんなことが問題になっているんですと言うと、そんなことで困っているのかということで自治体の人々が学習して、避難者へ伝える必要を理解してくれます。相続放棄が問題になっていることも自治体の方は知らず、ぜひ知らせたいという話になります。

**司会** 個人情報保護はなかなか難しいですね。

**青木** 法律の趣旨を大きく離れて、過剰反応してますね。避難者の個々の名前や住所の名簿をくれと言っているわけではなく、大体の居住場所とどの程度の人数が、どこから来ているか、ということ、あるいは避難者同士のつながりが孤立を防ぐのに本当に大切なので、そのために同意を得て名簿作成などをしてはどうか、その支援を自治体にして欲しいというのですが、なかなか難しい状況です。

**司会** そうですね。

**青木** 日弁連でも県外避難者の情報の共有をはかるべきであるとの意見書を出しましたが（6月21日）、避難者支援にとって、情報

の共有は極めて大事です。先ほど言ったように、自治体の皆さんが自ら被災地の情報を収集して避難者に提供するということができないので、弁護士会が情報提供を避難者に発信してきたというこの3カ月間の経験です。避難者の皆さんにどう提供しようかを考えて、避難者向けニュースを作って定期的に配ったらどうかとか、社協が作るニュースにも弁護士会のコーナーを作ってもらったらどうかということで、島村さんにも社協の人との編集会議に出てもらっています。弁護士会ニュースは第3号まで発行しましたし、社協のニュースにも弁護士会のコーナーが毎回掲載されています。

**島村** 避難しておられる方は、情報からも孤立しているので、大阪弁護士会のニュースを配って情報を提供しています。また、いろいろなところに情報を載せて、**弁護**

**士・弁護士会**はこういうことをするんだ、トラブルの裁判だけではなくて、申請のことも弁護士に相談できるんだ、という情報を発信することが重要だと思いました。

**司会** よいものができましたね。

**三木** 情報の話ですが、この間のヒルトンホテル大阪での「集い」での青木さんの全体の説明は非常に分かりやすかったと思います。ただ、その後テーブルに座ってお話をしたとき、隣に座った70代後半の方が「住んでいた借家が流された」とおっしゃるので、生活再建支援金の話を向けたら、「何ですか、それ。」と言われるんです。これほど情報が流れていて、生活再建支援金のことも頻繁に新聞にもテレビにも出ているし、弁護士会も情報を出していても、耳に入っていない。そこに驚きました。**情報から孤立している人がまだまだいる**と思いました。



**司会** 一番の被災地が一番情報から遠いという状況は、今でもあまり変わっていないですね。大阪に避難している方はパソコンも使えないわけでしょう。図書館でネットにつないで情報を検索できないのかな。

**青木** 図書館はアクセス制限していて、ネットは使えないそうです。

**司会** そういう情報提供の一部を弁護士会が担うということ、少なくとも弁護士がお隣さんとのけんかを扱うだけではないということを知ってもらうためには、このニュースなどはとても大切ですね。

**青木** 被災地の小さな市町村の機能回復が難しいというのが、今回の大震災の最大の特徴の一つで

す。ですから、県外に避難した方をしっかり把握して、必要な情報や助言をする能力が出身市町村に戻らない。それを受け入れた大阪の市町村の人たちに代替する意識もない。また、大阪には各被災県の県事務所がありますが、大阪の事務所が西日本一帯をカバーするので、大阪にいる1,000人以上の避難者にきめ細やかに対応することも難しい。新聞もとっていない。テレビしかない。このインターネット時代にそれだけ情報から阻害されるのかなと思いますね。

**司会** テレビの情報はインパクトはあるけれども、きめ細やかで、とっておいて役に立つ情報を流す

わけではないからね。

**青木** 相談担当弁護士の報告に「詳しくは〇〇（行政機関など）に聞いて下さい」という回答をしたものがありました。震災相談の場合はこれは困ります。被災者はそういう情報へのアクセスが困難ですし、自治体自体の機能も弱まっていますから。行政の支援なども調べて、後からでも連絡するということが必要です。

**木口** その関連ですが、相談者の連絡先はぜひ聞いておいてほしいですね。後からわかった情報を提供する必要がある場合もあります。



## 被災者に近づいていく

**三木** 相談の中では、弁護士が受任して処理したほうが良いと思う相談もあります。それは一応地元弁護士会を紹介します。ただ、岩手弁護士会の連絡先を教えても、連絡するしないは考えたいという話で終わった人が何人かいます。基本的に連絡先は盛岡ですから、車で2時間以上かかる。しかも、どこまでフォローできるのか、岩手の弁護士会も大変だなと思いました。また、これは調停が良いなということでお勧めした案件があるけれども、調停の場所はというと、やはり遠い。裁判所はここですよ、ここで調停の申し立てをしたら、相手も呼び出されてこうなりますよと説明はしたんですが。その後それでこの人の権利はちゃんと守れたのだろうか心配しました。**司法アクセスがこれから大きな問題になると思います。**

**司会** 法律相談の次の段階として、そこで集められた件を弁護士その他の法曹がどう解決に導けるかが重要な課題ですね。

**青木** 被災者の人たちは、被災を受けていて自ら積極的に解決するか、どこかに持っていくという力を一時的に失っています。そういう人たちの前提にした司法アクセスは、普段の法律相談とは違った、こちらから出ていくといったことが必要と思います。その意味では、従来、弁護士が少ない地域が今回の被災地の大部分を占める中で、こちらからどう出ていってそのまま拠点

になって受任までできるようなポイントをつくっていくか。被災県はそれぞれのアイデアで作り始めていますけれども、どこまでフォローをしっかりとできる体制を組めるかが緊急の課題だと思います。

**司会** 被災地の弁護士が、各地から弁護士が法律相談に来てくれるのはありがたいが、これから2~3年ぐらい居着いて仕事をしてくれる人を募集と書いていました。難しい問題を含みますが、次の段階としてはそういう問題に大阪も日弁連も考えていかないといけないですね。釜石のひまわりは、本当に海から近い場所で、完全に倒壊しましたね。頑張っていた事務所がダメージを受けた中で、新たにそれを作る取り組みも必要ですね。

**三木** 岩手では、7月か8月にかなり仮設住宅が上がるようです。仮設に移って、生活が落ち着いたら次の段階として紛争解決の問題が本当に発生してくるという気がしています。それにどう対応するのか。

大阪では、総合紛争解決センターが仙台と岩手へ現地調査に行き検討しています。仙台は震災ADRが動き始めているので、そちらのほうは良い。岩手弁護士会は、今までADRを全くしておらず、人手もないため、現在、総合紛争解決センターで、受付事務などを大阪で協力して行ってはどうかということなどを検討しています。申立書を郵送で受けて、電話等でできるだけ当事者間の主張の調整をし、最終的に大阪から現地

に1人が1日行って解決するというスキームで、そこに岩手弁護士会にも参加していただきながら、徐々にノウハウを岩手に残していったらどうか。

また、原発の問題で大阪にたくさん来られているので、大阪にいる被災者の方は、大阪で対応をお引き受けすることになるでしょう。政府に日弁連が声をかけて、300人規模で弁護士が調停担当をやる話もあります。そこに大阪からも加わっていく必要があるという気がします。

**司会** 金子前会長が被災地の弁護士会にバスをプレゼントしてはどうかと言っていました。移動相談所か移動調停所として使ってもらおう。**半歩でも一歩でも、3時間のところを1時間に近づけるだけでも違うと思います。**当会館での法律相談にもなかなかお越しいただけないのは、30分でも遠いからです。そういう案を幾つかでも実現できたらいいと思います。

**青木** 宮城の法テラスの3箇所の臨時拠点事務所は、移動のバスも購入するらしいです。岩手にも福島にもあれば、仮設住宅などに行き、相談会などができますよね。

**司会** そうですね。

## 原発賠償問題への対応

**青木** 大阪に来ている1,000人以上の避難者は、福島の方が約8割です。今後、東電への賠償請求の話が具体的にってきます。今は仮払いの時期ですが、今後は

本請求になってくるので、そうすると被曝や避難の経過とか、そのために費やした費用とか、第1次、第2次指針で認められているもの、それに含まれない損害は何か、指定区域以外から避難された「自主避難」の方がどうなるか、いろいろな問題が出てきます。こちらに2年、3年とおられる方がほとんどでしょうから、賠償請求への関与が重要になってくると思います。

**今、弁護士会でお配りしているのは、新潟・福島県弁護士会で作った「被災者被害記録ノート」です。**

原発を想定してどういう被害、被曝の可能性があり、どう逃げてきたかを記録しておくノートです。非常に関心が高く、たくさん配布しています。今後の請求のことも含めて不安に思っている人たちにとっては、一番大事な支援だと思っています。今後は、そういう賠償請求手続についても法的に支えないといけないと思います。

**木口** 大阪には福島県からの避難者の方が多いですね。一番深刻なのは原発の問題で、多分戻れるのは一番遅れると思います。大阪市の集いで私がついたテーブルがいわき市でした。避難地区に指定されていないんですが、妊婦の方や小さいお子さんもいらっしゃいました。両親は仕事の関係でどうしてもいわきを離れられないが、幼稚園の子どもさんが心配だから、おばあちゃんが連れて大阪に避難されているということでした。こんな費用は請求できるかとのこと

をお話ししました。将来、大阪に避難している方の相談に乗って本請求していく、あるいは仮払いから漏れたが請求する時期が必ず来ます。そのときに我々が弁護士会何かでやっていく必要はある。今後力を発揮できる場面があると思います。

**青木** 福島の方は、放射能から離れて、なるべく遠くに行きたいというのがあるんですね。

**木口** 京都や兵庫もやはり福島の人が多いですか。

**青木** みたいですよ。

**司会** もともと京都が福島県の方を受け入れるはずだったのでは？

**青木** 割り付けはしたものの、そのとおりにいってないみたいです。

**三木** 逃れたいという心理が、東京を越えて関西に来るんですね。

**青木** **弁護士会が、東電の基準にあわせるのではなく、法的な視点で、あくまでも被害の「賠償」として、被災者の救済のために取り組むという立場で、受け皿を作れるかどうかかかっています。**

**司会** 単に東電の指示に従ってやるのではなくて、賠償請求という視点を構築するということですね。

**青木** 賠償請求手続を支援するレベルでは、法テラスが使えるかはっきりしませんね。本格的な項目ごとの賠償請求をするには、ヒアリングだけでも何時間も使うので、手弁当でできる範囲を超えらると思います。その費用の手当は、本人負担させられないとすれば、弁護士会がするのか、法テラスで民事扶助として出していく

のかという問題もあるでしょう。

**司会** 先日の災害復興の全体委員会で、大阪がやることを絞り込むべきという意見が出ていました。法律相談も初期の現地が手いっばいの時期には我々がやるべきことでしたが、**今は地元や東京の方々もしている中で、我々が何をやるのかを考えなければいけない。**

## 他業種と連携して相談

**畑山** 私が行った登米市の避難所で、家族に高齢のおじいちゃんがおられる婦人の相談ですが、そのおじいちゃんは、日常的に酸素吸入しながら生活していたのですが、避難中に病状が悪化して現在は入院しているとのこと。ところが、病院からは、症状が安定したら出ていってくれと言われていた。でも避難所には連れてこられず、介護施設を探しているが地元の介護施設は満杯で職員も全然足りない。遠方に老人を連れて行くのは大変で、どうしたらいいですかという相談を受けました。

高齢で介護が必要な方は被災地にたくさんいらっしゃると思いますが、その介護にまつわる問題は、法律相談の形ではなかなかお答えできない。**弁護士だけでアドバイスできる問題は良いのですが、法律問題だけでなく介護やそのほかのことと合わせて解決しなきゃいけない問題について、今後、弁護士会としてどの程度のことが出来るのかなと思った次第です。**被災者の相談内容は、単純に法律論で解決できる問題は少ない気がしま



す。心理的なケアも含めて、他業種と連携を組みながらできないかなと考えました。

**司会** 沿岸部の被災地にはご高齢の方も多いですね。青木さんが言ったように、本来行政が果たす役割を、行政が機能できないという面もありますから。何ができるかを考える必要があるんでしょうね。

**木口** 他業種との連携は今後必要で、多分大阪はそれがないですね。阪神・淡路まちづくり支援機構というのがあり大阪弁護士会もそのメンバーですが、あまりうまく機能できていない。本来一番いいのは、ワンストップで税金の相談もできる、心のケアの相談も病気の相談も労働・就労の相談もできる、今後そういうセットの相談会ができればいいでしょうが、なかなかそのパイプがない。各委員会の先生方でパイプは持っているけれども、弁護士会で結集できていない。その組織づくりが必要なのかなと。青木さんは、大阪市とパイプを持っていらっしゃいますが、これは今まで青木さんがずっと関わってやってこられた実績ですよ。そういう方に支援委員会に入ってもらって、そのパイプでいろいろな職種を集めていくしかないと思います。そうすることで、行政に出向いて、ワンストップで大阪や近畿に避難してきている方を対象にした相談をしないとけないと思います。

また、現在、各市町村でいろいろな取り組みが始まっていますが、大阪府と近畿地区で一斉に何

かをやる。別にマスコミの受けを狙っているわけではないですが、そういうことでニュースに取り上げられます。それが被災者の方には伝わり、こんなことをしているのかということにもなります。

**司会** 被災地のニーズは地域ごとに全然違います。例えば家屋の被災の認定の問題も、全部流された村は全戸全壊ですからニーズは全くない。一方で、人間の胸ぐらまで浸水があった地域ではそういう問題がある。これからは、法律相談も、きめ細やかな対応や連携も考えていく必要がありますね。

## 罹災証明について

**畑山** 私は、亘理町の罹災証明の申請書ももらってきました。裏面に、自分で申告するための指標が書いてあります。1階天井まで浸水すると全壊、床上浸水1メートルプラス建物内ががれき流入があれば大規模半壊、1メートルに満たない場合や建物内ががれきが入っていないと半壊となっています。しかし内閣府の平成13年通達（「災害の被害認定基準について」）を見ると、トータル床面積の5割を超えると大規模半壊ですので、浸水が1メートルに達してなくても、1階がほとんど使えない、トイレは使えない、台所も全然だめだという場合は、大規模半壊ないしは全壊となるはず。市や町は、建物ごとに詳細に判断できないので、建物の外側からの判断で、浸水の高さをはかって、60センチだからだめ、1メートルを超えたら大規模半壊として

いるようです。

相談者から話を聞くと、市の職員は家の中に入らないようです。家に入ると認定が紛糾するので、家の中には入らない取扱いのようです。相談者には、認定を上げてもらうために、家の中を見てくれと何回も市の職員に言ったけれども、「中は見ないと言われた」とのことです。その結果、**実際は、大規模半壊や全壊に近いものが半壊に落とされており、そういう取扱いによる潜在的な被害者というが、市がそう判断したからそんなものかな、と仕方ないとあきらめて泣き寝入りをしている方が多くいらっしゃると思います。**

**青木** 実際に弁護士が受けて助言して再度の認定を申し入れると、市町村によっては柔軟に認定も変わったりしているみたいです。

**司会** 行政も手が回っていませんから、我々が手助けをすることで、比較的容易に結論が得られるものもあるし、容易じゃなくても結論が変わるものがあると思います。

**青木** 専門家の認定の調査チームを作って、そのチームが被災地の一部には行っているようですが、多くは素人である市の職員が行っているようです。そういう専門家は必要でしょうね。

**司会** 被災地では、そういう動きはまだ具体化していませんか。

**青木** 関西から応援に行っている市町村ではできているけれども、ごく一部でしょう。神戸市が南三陸町かどこかに支援に入ったというニュースは聞きました。やっぱ

り生活再建支援法ができたので、罹災証明の意味は、大きいですね。それまでは義捐金か、仮設への入居の条件の意味であったものが、最大で300万円の支援支給金の有無の要件になるので、その認定をめぐってシビアになるのは当然ですね。

**結城** 罹災証明の全壊、半壊の話ですが、早くしないと撤去されてしまいますから、後から不服を言うことを考えると、写真を撮るなど、資料を残しておく必要がありますね。浸水だけの地域では、つぶして建て直すか、修理して住むかで悩んでいる人が結構いるようです。自分で壊すと費用がかかるので、行政がつぶすのであれば一気につぶしてもらおうと。ただ、罹災証明のための資料を集めることまで頭が回らない。目の前の今すぐ住む家をどうするか手いっぱいというところがあります。

**司会** 今後のために証拠をうまく残すコツなどをアドバイスする必要がありますね。

**結城** 現地の復旧のために、壊すべきものは早めに壊すことも必要でしょう。すると早めに資料を残しておかないと、後々紛争が長引くということもあるでしょう。

**司会** 弁護士が説明すれば、それほど手間がかからずに皆さんできますよね。そういう広報も考えるべきでしょうね。

**結城** 昼間、家に片づけに行ったりしたときにでも記録をとっておくように注意を促してもいいのではと思います。

## 被災者の「声」を聴く

**島村** 大阪に避難している方にこれからどんな情報を提供するかですが、岩手弁護士会でも、ニュースに何を載せるかというのは結構悩んでおられるそうです。避難されている方のお話を直接お聞きすると、「ああ、そういうことが問題になるんだなあ」と気づきます。避難されている方と意見交換のような集まりを持って、いろいろな意見をもらって、それで必要とされている情報を提供し続けていく必要があると思いました。

**司会** 集いでは、アンケートをしましたか。

**青木** はい。回答がぼちぼち返ってきています。その中に今欲しい情報も書いてきてくれます。今後の見通しのきかない不安な気持ちも書かれています。今後は、府下の避難者の方にアンケートをとるのもいいかと思います。

**司会** その場でなくて、持って帰って書いてもらうんですね。

**青木** また、避難者同士のつながりをつけて、その皆さんに集まっていたらいいとお話を聞くといろいろな要望が出てくるでしょうね。

**司会** 大阪府下でも市内でもね。

**青木** マスコミでも取り上げられるとても活動的な女性など、何人か核になってくれそうな方々がいるので、そういう人たちを中心に避難者同士のつながりを作ってもらって、そこに我々も必要な支援情報を伝えたり、遠隔地特有のニーズを掘り起こすということが

大事ですね。

**司会** そうですね。

## 弁護士の「志」

**青木** さかのぼりますが、宮城県での一斉法律相談の前、先に岩手に行った人が宮城の派遣の準備のため、経験と必要な資料などを伝授するために即座に集まってくれました。あれは非常に助かりました。

**司会** 情報は本当に助かった。また、バックアップ体制（わからないことを調べてもらう体制）も作ってくれて、助かりました。我々もそれを引き続きやってくれる人に残す必要がありますね。

**木口** 今回、弁護士は、やっぱり志を持っている人が多いとすごく思いました。あれだけの人数が、ぱっと、しかも丁重に断らんとあかんぐらい集まってね。

**青木** 大変だったみたいですよ、何で私は行けないのかと。

**木口** 私は、岩手の最初のほうの枠だったんですが、1泊しか行けなかったのですが、連泊で行ける人を優先しますから先生おりにくださいと言われ、日を変えました。若手の人でも何かやろうと思う人がいるのはうれしかったです。

**畑山** 岩手の募集では100名ぐらいが申し込まれたんですね。私が最初募集の知らせが来たときに、ほとんどの日はすでに要員が決まっていて、空いている日は僅かしかないことに驚きました。

**司会** 事務所を挙げて行こうという方々もいてくださりました。

**増市** 4月11日から30日まで、

20日間全部に、事務所から誰かを出すと書いていただいた事務所もありました。

**三木** 実は助かったんです。金子前会長が行った後、次に僕が行くまでの間、その事務所の2人に行ってもらいました。

**司会** 宮城県行き直前の準備の会には、岩手から帰ったばかりで着替えもしてない人が飛んで来てくれましたね。

**三木** 手を挙げていただいて行っていただけなかった方々にも、本当に感謝しています。

**増市** 日弁連で聞いた話ですが、声がかからなかった会から、もう行く機会もないのかと。被災地などからの支援要請がない以上は行けないと説明しても納得しないと、そんな話もありました。全国に支援したいという声があふれています。近畿が行けたということは得がたい体験ができたと思います。

**司会** 直前に災害復興支援委員会を事実上作っていたことは、本当によかった。いろいろ不手際はありましたが、一応の備え、シミュ



レーションがあったことはよかったと思います。

**ただ、これからだんだん恒久的なものになっていくときに、今までと違う、また難しい形での支援、活動を続けていけるかに、真価が問われると思います。**

## これからの取り組み

**青木** 全国全ての都道府県に、避難者がいるというかつてない状況です。被災三県の避難所生活をされている方は、2万2000人余りですが、**全国には4万人以上の避難者がおられます。むしろ被災地以外のほうが多い状況になっています。これからは自分の足元を見つめる必要があります。**派手な活動ではないですが、とても重要ですね。

**司会** もちろん被災地の現状を見てほしいですが、むしろ地元の方のための活動を続けていく必要があるという意味ですね。

**青木** また、一般的な法律相談のほか、先ほどもお話があったような**高齢者・障害者、消費者被害などの専門的な相談の手当は、全国的な支援が必要と思います。**仮設がいっぱいできると、そこに高齢者・障害者の方が比較的多く入ります。そこに相談に行く福祉的な拠点もできるのですが、そこに弁護士も一緒に勤務するといったことも考えています。宮城県は自分でできるけれども、岩手、福島はしんどいので、日弁連の高齢者・障害者から行こうかという話もしていますが、まだ固まっていませ

ん。それはいろいろな分野でこれから起きてくるかもしれません。阪神淡路大震災のときは、弁護士会ではなくてボランティアな支援で、私も仮設住宅にいっぱい行きましたけれども、任意の団体でした。今は弁護士会に当時とは比べものにならないぐらい人がいて、専門性も高くなっており、やれる可能性が高いと思います。

**司会** では、三木委員長から終わりのご挨拶を。

**三木** 今日はどうもありがとうございました。震災から今日に至るまでのいろいろな相談の状況を改めてお話いただきました。今日のお話の中で、今後どういう活動をしていくかも含めて、いろいろな課題も浮かんできたと思います。この委員会としても今後その課題に取り組んでいきたいと思っています。皆さんもよろしく願いいたします。かなり長期の活動になるかと思っていますので、疲れな、忘れない長期の活動、そういう視点で今後取り組んでいけたらなと思います。

それから、将来、当会が被災することもあるかもしれませんので、そういう備えもこれから必要だと思います。今回の被災地の岩手、仙台、福島の弁護士会の活動等は、将来的な意味では非常に大きな参考になると思います。今後ともご協力をよろしく願いいたします。